

地方税と分担金等について（法令関係）

項 目	内 容	条 文
地方税	<p>租税：国家が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を調達する目的で、法律の定めに基づいて私人に課する金銭給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共サービスの提供に必要な資金を調達を目的とする。（租税の公益性） ・一方的・権力的課徴金の性質の性質を持つ。（租税の権力性） ・特別の給付に対する反対給付の性質を持たない。（租税の非対価性） ・国民（住民）にその能力に応じて一般的に課される。 ・金銭給付である。 	<p>地方自治法 第 2 2 3 条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。</p>
分担金	<p>国又は地方公共団体が行う特定の事件に要する経費に充てるため、その事件に特別に関係のある者に対して課する金銭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の事件に関し特に利益を受ける者から徴収 ・報償的性格を有する ・一般収入ではなく、当該事件の費用に充てるため徴収される ・税とは異なり応能原則により徴収されることはなく、利益の限度によって額は決定される。 ・分担金の徴収を受ける者及び徴収方法は条例で定めなければならない。 ・不正の行為によりその徴収を免れた者に過料を科する規定を設けることができる。 ・期限までに納付しない者があるときは、地方税の滞納処分为例により処分できる。 ・負担金とほぼ同じであるが、経費の一部を分担する意味で分担金といわれる。 	<p>地方自治法 第 2 2 4 条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。</p> <p>地方自治法施行令 （分担金を徴収することができない場合） 第 1 5 3 条 地方税法第七条の規定により不均一の課税をし、若しくは普通地方公共団体の一部に課税をし、又は同法第 7 0 3 条の規定により水利地益税を課し、若しくは同法第 7 0 3 条の 2 の規定により共同施設税を課するときは、同一の事件に関し分担金を徴収することができない。</p>
使用料	<p>行政財産の目的外使用又は公の施設の利用に係る使用料</p>	<p>地方自治法 第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。</p>
手数料	<p>特定の者に提供する役務に対しその費用を賄うため又は報償として徴収する料金</p>	<p>地方自治法 第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。</p>

項目	内容	条文
負担金	<p>特定の公益事業に特別の利害関係をもつ者に、その事業に必要な経費の全部又は一部を負担させるために課する公法上の金銭給付。</p> <p>経費の全部ではなく一部を分担させるという意味において分担金ともいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担金：特定の公の事業に必要な経費に充てるため、その事業により特別の利益を受ける者に負わせる金銭給付 ・原因者負担金：事業を必要にさせる原因となる行為をするものに課される金銭給付 ・損傷者負担金：特定の公の事業に属する施設に特に損傷を与える行為をする者に負わせる金銭給付 	<p>地方自治法上、規定なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方財政法 27条 ・関係法令 <ul style="list-style-type: none"> 例) 海岸法第33条 自然公園法第46条 土地改良法第91条
課徴金	<p>国が司法権、行政権に基づいて国民に賦課し徴収する金銭負担で租税以外のもの。</p>	<p>財政法 第3条 租税を除く外、国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。</p>

参考文献：金子宏「租税法(第9版)」、松本英昭「新版逐条地方自治法」、「有斐閣新法律学辞典(第3版)」

政府税制調査会(昭和45年11月中間報告)

項目	内容
料金又は手数料	<p>排他原則が完全に働く公共サービスの対価たる性格を有する負担金については、原則として料金又は手数料によるべきである。</p>
負担金制度	<p>受益者の範囲が特定の集団に限定されており、その集団に属する個々の者ごとに受益(又はもたらしている外部の不経済)の程度がかなり明確に評価しうる場合には、原則として、負担金制度によるべきである。</p>
租税	<p>受益者の範囲がかなり広範囲にわたり、しかも受益の程度が個別的には評価しがたいため、その受益の程度を所得、財産、消費等の外形的標準により近似的に評価して、これに応じて負担を求めることが適当であると認められる場合には、原則として租税によるべきである。</p>